

令和 7 年 7 月 2 4 日

施設利用者様

スポーツ振興課長 望月伸浩

対象となる屋外施設の熱中症対策について（通知）

日頃から、当市の体育施設運営に対し、御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

対象となる屋外施設については、10月31日までの間、希望する団体に対し、熱中症対策のため、利用開始時間を変更する運用を開始します。詳細は下記にまとめましたので、御確認ください。

安全・安心に体育施設を運用するため、施設利用者の皆様には、御理解、御協力をお願いいたします。

記

- 1 熱中症対策の内容 利用開始時間を午前9時から午前8時に変更する。
- 2 熱中症対策実施期間 5月1日から10月31日まで
(令和7年度は通知日から10月31日まで)
- 3 対象となる屋外施設 外神スポーツ広場、富士宮市民テニスコート、
富士山スタジアム
- 4 対 象 団 体 対象施設を午前9時から予約している団体の中で、
熱中症対策のため、別紙の利用時間変更依頼書を提出し、
指定管理者から承認を得た団体。
- 5 そ の 他 利用料金は最初に予約した時間分の料金となります。

スポーツ振興課
施設係 佐野・伊藤
TEL 0544-22-1189